平成２９年（フ）第１４２号
静岡県沼津市大岡1004番地の15　葛城荘１階、前住所静岡県裾野市葛山727番地の１
債務者　平井　慶子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南條　　潤
4　破産債権の届出期間　平成29年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年８月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
千葉県成田市本城144番地６（旭ルーミー成田39号館101）
債務者　松田　義浩
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　隼哉
4　破産債権の届出期間　平成29年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年８月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１５２号
千葉県成田市本城144番地６（旭ルーミー成田39号館101）
債務者　松田　美佐（旧姓原武）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　隼哉
4　破産債権の届出期間　平成29年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年８月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３９号
千葉県山武郡芝山町菱田1137番地７
債務者　鵜沢　正輝
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩橋　一登
4　破産債権の届出期間　平成29年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年８月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第４１５号
東京都八王子市狭間町1457番地618号
債務者　青山　潤一
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　晃平
4　破産債権の届出期間　平成29年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年８月25日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４５号
千葉県四街道市めいわ３丁目19番５号
債務者　高橋　好則
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　貴康
4　破産債権の届出期間　平成29年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１００１号
横浜市神奈川区子安通１丁目193番地
債務者　神長　伸吾
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　知之
4　破産債権の届出期間　平成29年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８号
岐阜市粟野西５丁目654番地
債務者　有田　宗雄
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋保　賢一
4　破産債権の届出期間　平成29年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月15日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１５５号
新潟市東区河渡本町24番６号
債務者　五十嵐　聡
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　淳哉
4　破産債権の届出期間　平成29年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８８６号
広島県廿日市市地御前１丁目19番２号
債務者　宇田川延江
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　破産債権の届出期間　平成29年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月16日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２４８号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘７番６―41号
債務者　伊藤啓一郎
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３９号
福岡県豊前市大字八屋904番地２　サンシャイン上町101号
債務者　入江　景一
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
北九州市小倉南区下吉田３丁目27番３号
債務者　大塚亜紀子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７７号
熊本市中央区島崎１丁目４番９号　コーポオネスト201
債務者　木村　幸一
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２７号
鹿児島県鹿屋市寿６丁目15番市３―303号
債務者　藤原　優子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係